

| 第1回横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会 会議録概要 | |
|--------------------------------|---|
| 対 象 施 設 | 横浜市新橋コミュニティハウス |
| 日 時 | 平成30年5月8日(火) 9時30分～10時45分 |
| 開 催 場 所 | 横浜市泉区役所 2A会議室 |
| 出 席 者 | 選定委員会：柴田委員、江口委員、下村委員、久我委員、鈴木委員 (計5名) 事務局5名 |
| 欠 席 者 | なし |
| 開 催 形 態 | 一部非公開(議事3以降)(傍聴者0人) |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 2 委員会の公開・非公開について 3 選定スケジュールについて 4 公募要項について 5 仕様書・特記仕様書について 6 評価基準項目について 7 審査について 8 次回選定評価委員会の日程について |
| 決 定 事 項 | 会議の公開・非公開、公募要項、審査方法、評価基準項目等 |
| 議 事 | <p>地域振興課長 あいさつ ・ 選定委員紹介 ・ 事務局紹介</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 事務局より、選出の根拠、選出方法について説明しました。 委員の互選により、委員長には柴田委員が選出され、委員長職務代理者については江口委員が選出されました。 2 委員会の公開・非公開について 事務局より、第1回選定委員会は、公募の公平性を担保することなどから、議題3以降は非公開とし、第2回については、面接審査のうち、応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答までは公開とするとともに、審査については非公開とすることを提案しました。 委員会の公開・非公開については、事務局の提案のとおり了承されました。 3 選定スケジュールについて 事務局より、今後の選定スケジュールについて説明しました。 選定スケジュールについては、事務局の提案のとおり了承されました。 4 公募要項について 事務局より、公募要項について要旨を説明しました。 (委員) 3頁の欠格事項について、「イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること」となっていますが、これはここに挙げられた税の滞納のみに限定する趣旨でしょうか、それともその他の税金の滞納の場合も含めて欠格事項に該当するのでしょうか。納税証明書等の添付は必要でしょうか。 |

(事務局) 欠格事項の説明には「等」と記載があり、その他の税金も含む趣旨です。4頁の応募書類(サ)に、納税証明書の提出を求めています。区役所側からも、応募書類(シ)により、横浜市税の納付状況について確認します。

(委員) 要項は全市統一のものですか、それとも区によっては異なっているのですか。

(事務局) 概ねスタンダードのもので作成していますが、詳細部分については、区に裁量があります。例えば、5頁記載の応募者説明会については、泉区では参加を必須としていますが、必要条件としていない区もあります。

(委員) 委員の現地見学は全員必須ですか。

(事務局) 応募者については、5月29日付の応募者説明会及び現地見学会を必ず参加としていますが、選定委員は本日希望者のみ見学していただきます。

(全委員) 公募要項については、事務局の提案をもとに了承しました。

5 仕様書・特記仕様書について

事務局より、仕様書・特記仕様書について要旨を説明しました。

(委員) 応募者に配布するのはどこまでですか。評価基準も配布するのですか。

(事務局) 要項8頁～9頁の「11 添付資料」に記載した資料を配布します。評価基準についても配布します。

(委員) 要項3頁～4頁の応募書類と、8頁～9頁の添付資料は同じものですか。

(事務局) 大部分が重複しています。

(全委員) 仕様書・特記仕様書については、事務局の提案をもとに了承しました。

6 評価基準項目について

事務局より、評価基準項目について要旨を説明しました。

(事務局) 補足として、項目「9-3」と「9-4」は択一的な関係にあるため、両方に点数がつくことはありません。

(委員) 点数のつけ方は、「0点」又は「5点」としてつけるのか、それとも「0から5点」の間でつけることになるのですか。

(事務局) 該当の有無を問われている「9-3」及び「9-4」を除き、「1～5点」の間でつけていただきます。

(委員) 評価基準項目について、「9-4」以外については泉区では重視をしているところはありますか。

(事務局) 評価基準項目のその他の項目は標準的なものからは変えていません。利用者ニーズや安心安全、自主事業などは重視されており、配点割合が高めになっています。

(委員) 「9-3」と「9-4」のいずれも該当がない場合はどうなりますか。

(事務局) その場合は加点がなく、「9 団体の資質・実績」は10点までとなります。

(委員) 「9-3」は応募団体が市内の法人の場合ということですか。

(事務局) そのとおりです。「9-4」はNPO法人等で泉区に本部のある団体などを想定しています。「9-4」に該当するの否かは、市のマニュアルで定義されています。

泉区では、地域のニーズに沿って実施するという発想を基に、現在は地域団体が運営をしている状況にあります。

(委員) 評価基準項目は説明会で説明するのですか。例えば、「9-4」は泉区の団体でなくてもよいように読み込むことができますが、どうでしょうか。

(事務局) 市のマニュアルでは「区内」にあること、と定められており、団体からご質問があれば、マニュアルに沿って説明します。

(全委員) 評価基準項目については、事務局の提案をもとに了承しました。

7 審査について

(事務局) 最低基準点は、出席した選定委員の点数合計が満点の60%とすることを提案します。

(全委員) 審査及び最低基準点については、事務局の提案のとおり了承しました。

8 次回選定委員会の日程について

日程調整の結果、8月17日(金)に開催することで決定しました。